

放課後児童クラブ設置促進事業

1 事業の目的

子どもにとって最も安全で安心な場所である小学校内を活用するなどの方法により、放課後児童クラブを設置するために要する費用の一部を補助することにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業実施施設（平成19年3月30日文科生第587号・雇児発第0330039号文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2「放課後児童健全育成事業等実施要綱」に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設））として使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を実施する。

(2) 事業の実施主体

市町村

(3) 事業者

市町村、社会福祉法人、その他の者

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

1施設当たり 10,000千円

ただし、都市部（「都市部」とは、平成20年4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。以下同じ。）については、割増単価（「都市部」単価）を適用

(2) 補助率

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

（注）指定都市、中核市の場合 国1/3、指定都市・中核市2/3

4 対象経費

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のために必要な費用

1 事業の目的

近隣に入所可能な保育所が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置することも送迎センター（以下「送迎センター」という。）を中心とし、各保育所の保育士が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎を実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

広域的保育所利用事業の実施に必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士の雇上費等の補助を行う。

(2) 事業の実施主体

市町村

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と入所可能な保育所が離れているために送迎が必要な児童とする。

(4) 実施要件

- ① 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所を決めること。また、送迎センター1施設あたりの登録児童数は概ね20人以上とし、複数の保育所が共同で利用すること。
- ② 保育所毎に該当する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士を配置し、利用保育所の保育士が保護者から児童を預かることとし、必要な場合は送迎センターに保育士を配置することも可とする。
- ③ 送迎センターの開所時間は、午前2時間、午後3時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。
- ④ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。
ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号（以下「最低基準」という。）第32条第8号の基準を満たすこと。
- ⑤ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑥ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

- ⑦ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

- ① バス等購入費 送迎センター1か所につき 1,500万円
または、借上げ費 年間750万円
- ② 保育士雇上費 1保育所・1送迎センターにつき 年間500万円
- ③ 運転手雇上費 年間500万円
- ④ 事業費（送迎センター実施場所の賃借料等） 年間1,000万円

(2) 補助率

国1/2、市町村1/2

4 対象経費

広域的保育所利用事業を実施する場合に必要なバス等の購入または借上げ費、当該事業の付き添い保育士の賃金、運転手の賃金、送迎センター実施場所の賃借料、バス運行費、需用費（消耗品費）等

家庭的保育改修等事業

1 事業の目的

保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業（保育ママ）を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を補助し、また、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

① 家庭的保育改修事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を運営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。

ア 事業の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を運営する者

(イ) (ア)の国庫補助事業を実施すること（地方単独事業からの転換を含む。）を予定している家庭的保育者又は保育所を運営する者

(注) ①の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 改修事業等の事例

- ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事
- ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・幼児用トイレの設置
- ・幼児用シンクの設置
- ・幼児用バス（沐浴槽の設置）
- ・調乳ユニットの設置
- ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・屋外シャワー、日よけネットの設置
- ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）
- ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・保育室、調理スペースの間仕切り
- ・センサー付きベッドの設置
- ・業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等）

② 家庭的保育賃借料補助事業

児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者が、自宅以外の賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。

ア 事業の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者又は保育所を運営する者

(イ)(ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者又は保育所を運営する者

(注)②の事業の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人とする。

イ 事業対象となる賃借物件の要件

(ア) 幼児用バス(沐浴槽)が整備されていること

(イ) 乳幼児用のトイレが整備されていること

(ウ) 保育スペースが1階に設置されていること。なお、1階で実施できない場合は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条第8号の基準を満たすこと

③ 家庭的保育者研修事業

家庭的保育事業を実施する家庭的保育者等の研修及び家庭的保育事業を実施することを予定している者の研修を実施する。また、家庭的保育者等が研修(都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。)に参加するために必要な費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

(ア)「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による国庫補助事業を実施している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

(イ)(ア)の国庫補助事業を実施すること(地方単独事業からの転換を含む)を予定している家庭的保育者、家庭的保育補助者、家庭的保育支援者

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

① 家庭的保育改修事業

市町村

② 家庭的保育賃借料補助事業

市町村

- ③ 家庭的保育者研修事業
都道府県、市町村

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

- ① 家庭的保育改修事業
 - 保育所で行う場合 1か所当たり 20,000千円
 - 保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,000千円

- ② 家庭的保育賃借料補助事業
 - 家庭的保育者1人当たり月額 50千円

- ③ 家庭的保育者研修事業
 - 家庭的保育者1人当たり 133千円

(2) 補助率

- ① 家庭的保育改修事業
 - 国1/2、市町村1/2

- ② 家庭的保育賃借料補助事業
 - 国1/2、市町村1/2

- ③ 家庭的保育者研修事業
 - ア 市町村が実施主体となる場合
 - 国1/2、市町村1/2
 - イ 都道府県が実施主体となる場合
 - 国1/2、都道府県1/2

4 対象経費

(1) 家庭的保育改修事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用

(2) 家庭的保育賃借料補助事業

家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料

(3) 家庭的保育者研修事業

家庭的保育者研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

保育の質の向上のための研修事業等

1 事業の目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、新たな保育所保育指針の周知を図るための研修や質の向上を図るための研修、保育士資格を取得しながら保育士として保育所等で就労していないいわゆる潜在保育士に対する研修事業や潜在保育士の研修後等の再就職活動を支援するための保育士再就職支援コーディネーターの配置、また、質の向上に向けたアクションプログラム実践のための事業の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業の内容

① 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

ア 研修の対象者

- (ア) 保育所（認可・認可外）に従事する保育士及び保育所等で就労していない既保育士資格取得者
- (イ) 保育所（認可・認可外）に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員など）の職員

イ 研修事業の事例

- (ア) 都道府県が実施する研修の事例
 - ・ 障害、虐待などの専門性を持った保育士に係る研修
 - ・ 指導者育成のための研修 等
- (イ) 市町村が行う研修の事例
 - ・ 保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
 - ・ 保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修 等

ウ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

② 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

保育所に関する採用募集状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整等を業務とする、保育士再就職支援コーディネーターを都道府県が各都道府県の社会福祉協議会等に配置するために必要な保育士再就職コーディネーター雇上費の補助を行う。

③ アクションプログラム実践のための事業

保育の質の向上のため、アクションプログラム実践のための事業を実施するために必要な費用の補助を行う。

ア 事業の事例

- ・市町村が事業者や民間団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するための事業
- ・子どもの健康及び安全の確保のための事業（保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインの作成など）
- ・市町村が情報技術の活用等を通じた保育所における業務効率化のための事業等

イ 事業者

社会福祉法人、都道府県又は市町村が適当と認めた者

(2) 事業の実施主体

① 保育の質の向上のための研修事業

都道府県、市町村

② 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

都道府県

③ アクションプログラム実践のための事業

都道府県、市町村

3 補助基準額・補助割合

(1) 補助基準額

① 保育の質の向上のための研修事業およびアクションプログラム実践のための事業

ア 都道府県が実施する場合

登録保育士1人当たり 6,250円

(平成20年4月1日現在の都道府県内の登録保育士数×6,250円)

イ 市町村が実施する場合

都道府県知事が必要と認めた額

- ② 保育士再就職支援コーディネーター配置事業
保育士再就職支援コーディネーター雇上費等 1人につき年間400万円

(2) 補助率

- ① 都道府県が実施する場合
国1/2、都道府県1/2
- ② 市町村が実施する場合
国1/2、市町村1/2

4 対象経費

(1) 保育の質の向上のための研修事業

保育の質の向上のための研修事業を実施する場合に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

(2) 保育士再就職支援コーディネーター配置事業

保育士再就職支援コーディネーターの賃金、需用費（消耗品費、会議費）、役務費（通信運搬費等）

(3) アクションプログラム実践のための事業

アクションプログラム実践のための事業を実施する場合に必要な費用（保育所の職員配置を行う費用を除く。）

認定こども園整備事業

1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型認定こども園への移行を前提とした保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第3条第2項に基づく幼保連携型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園 <文部科学省関係>
- ② 認定こども園法第3条第1項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 <文部科学省関係>
- ③ 認定こども園法第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（保育所機能部分が定員10人未満の場合は事業の対象外。） <厚生労働省関係>

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 施設の設置主体（事業者）

① 2（2）①の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。）

② 2（2）②の場合

学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2（2）③の場合

社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）